

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 自動車を購入したときの経理処理

**Q** 自動車を購入した場合、様々な付随費用が掛かりますが、その中には自動車の取得価額に含めるべきものと、含めないことが出来るものがあるそうですが、その違いは何でしょうか？

### 解説

自動車を購入した際には車両の本体価額以外に、自動車税や法定の検査費用、自賠責保険料など様々な付随費用がかかりますが、税務上の扱いはその内容によって異なります。

## 1. 自動車の取得に関する付随費用

まとめると下記のようになります。

区分	項目	税務上の取扱い	勘定科目	消費税
車体	車体本体	取得価額	車両運搬具	課税
	附属品	取得価額	車両運搬具	課税
租税公課	自動車税・自動車重量税	損金	租税公課	対象外
	自動車取得税	損金可(任意)	租税公課	対象外
保険料	自賠責保険料	損金	支払保険料	非課税
法定費用	検査登録費用	損金可(任意)	租税公課	対象外
	車庫証明費用	損金可(任意)	租税公課	対象外
リサイクル費用	フロン類料金他	廃車時又は売却時に損金	預託金	対象外/非課税
代行料	手続き代行料	損金	支払手数料	課税
納車費用	納車代金	取得価額	車両運搬具	課税

## 2. 後から取り付けたカーナビ

購入後後から取り付けたカーナビは**資本的支出**に該当します。その金額が**20万円未満に満たない場合は一時の損金に計上できます**が、20万円以上の場合は減価償却の対象となります。なお、資本的支出には30万円未満の少額特例の適用はありません。

### 要するに…

自動車を購入すると様々な付随費用がかかります。税金を安くするためには、取得価額に計上するよりも、**なるべく損金に計上したほうがお得になります**。しっかり理解して、無駄な税金を払わないようにしたいですね。